

# 公 示

東北農政局が行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等の随意契約の相手方として、東北農政局建設工事等契約事務取扱要領第35条の規定に基づく随意契約登録者名簿への登録を希望する者に必要な資格、申請の時期及び方法その他について、次のとおり定めたので公示する。

平成30年11月 1 日

東北農政局長 鈴木 良典

## 1 随意契約登録者名簿登録者の資格

東北農政局長が、随意契約の相手方として信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実に認められた者とする。

## 2 随意契約登録者名簿に登録を希望する者の申請の時期及び方法

### (1) 申請の受付期間

本局受付 平成30年12月 3 日から平成31年 1 月31日まで

### (2) 申請の受付場所及び問合せ先

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 仙台合同庁舎 A 棟 5 階  
東北農政局農村振興部設計課調整係  
電話 (022)263-1111 (内線4150)

### (3) 申請の方法

申請は、「随意契約登録者名簿登録申請書」により行うこと。

なお、申請書用紙は(2)の受付場所で交付を受けるほか、次に掲げる東北農政局ホームページにアクセスし、ダウンロードし入手すること。

[http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/pdf/h31-32\\_zuikai\\_shinsei.pdf](http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/pdf/h31-32_zuikai_shinsei.pdf)

## 3 有資格者の資格の有効期間

有資格者の資格の有効期間は、原則として次のとおりとする。

平成31年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までとする。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与された日から平成33年 3 月31日までとする。

## 4 その他

契約の種類及び基本となるべき事項については、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請」に係る公示（別途公示）に準ずる。